

第2章 用語の解説

はじめに

本章では、平成17年国勢調査の用語の解説を行うとともに、従前の国勢調査での用語及び定義との比較を行う。

本報告書における人口及び世帯数は、特に注記のない限り、「第1章 平成17年国勢調査の概要」の「調査の地域」に示す各回調査の調査地域に基づいているが、我が国に復帰する前の沖縄県においても琉球政府によって国勢調査が実施されているので、本報告書ではその公表結果を可能な限り組み入れており、また、我が国の国勢調査の用語及び定義と差異がある場合は、その点も併せて解説している。

なお、過去の調査で用いた用語については、原則として、当時の呼称をそのまま用いている。

人 口

本報告書に掲載した人口は、各年10月1日午前零時現在（以下「調査時」という。）で行われた国勢調査による人口（昭和20年は同年11月1日午前零時現在で行われた人口調査による人口）である。

また、我が国に復帰する前の沖縄県の人口は、昭和25年、30年及び35年が各年12月1日午前零時現在、40年及び45年が各年10月1日午前零時現在の人口である。なお、昭和20年及び22年には、沖縄県では調査が行われていない。

各年の人口の範囲の概要は、次のとおりである。

大正9年～昭和15年

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、昭和22年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めすべて調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後4日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査した。

なお、昭和15年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないとを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査した。したがって、これら

の軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されているが、本報告書には全人口を掲載した。

昭和20年・22年

調査した人口は「現在人口」である。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後2日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査した。

昭和20年の人口調査では、陸海軍の部隊・艦船内にあった者及び外国人（韓国・朝鮮又は台湾の国籍を有する者を除く。）は、調査の対象から除外した。

また、昭和22年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外している。

昭和25年

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいう。すなわち、当該住居に6か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後3日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調査した。

このほかの取扱いについては、調査の対象から除外した者の範囲を含めて、現行の調査と同様である。

なお、昭和25年の調査では、「現在人口」も調査し、集計した。

沖縄県の昭和25年

調査した人口は「現在人口」である。また、調査の対象から除外した者は、次のとおりである。

- (1) 連合国軍の将兵及び連合国軍に附属し、又は随伴する者並びにこれらの者の家族
- (2) 連合国軍最高指令官が任命又は承認した使節団の構成員及びこれらの者の家族
- (3) 連合国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにこれらの者の家族

昭和30年以降

調査した人口は「常住人口」である。人口の範囲は、いずれも現行の調査と同様である（「第1章 平成17年国勢調査の概要」の「調査の対象」を参照）。

なお、昭和30年以降の調査から、常住の判定の基準となる居住期間を従前の6か月から3か月に変更している。

沖縄県の昭和30年～45年

調査した人口は本土と同じ「常住人口」であるが、昭和30年の調査については、常住基準となる居住期間を4か月としている。

また、調査の対象から除外した者の範囲は、次のとおりである。

[昭和30年]

- (1) 外国人のうち米国政府当局の命令により、米国軍隊の任務を帯びて琉球列島内に入った軍人、軍属及びこれに随伴する者、並びにこれらの者の家族
- (2) 軍クラブ、アメリカ赤十字及び琉球列島内において単に米国軍隊の利益のために活動している特別使節団体の琉球人以外の被雇用者
- (3) 外国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族

[昭和35年・40年]

- (1) 琉球に駐留するアメリカ合衆国軍隊の構成員又は軍属及びその家族
- (2) 琉球住民でない者で、琉球政府以外の政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれらの家族
- (3) 軍施設内に住居を有する非琉球人及びその配偶者又は子となっている琉球人

[昭和45年]

- (1) 沖縄内に駐在する米国民政府及び米国領事館に勤務する外国人の職員（その家族を含む。）
- (2) 沖縄内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

自然増減，社会増減

人口増減の要因には、出生、死亡、転入、転出がある。このうち出生・死亡による増減を「自然増減」、転入・転出による増減を「社会増減」という。

人口重心

人口重心とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、

全体として平衡を保つことのできる点をいう。

平成12年までは、市区町村役場の位置にその市区町村の人口が集まっているものと仮定し、都道府県及び全国の人口重心を算出していた。

平成17年は、市町村合併の進展を踏まえ、より精緻に算出する観点から、基本単位区の図形中心点にその基本単位区の人口が集まっているものと仮定し、市区町村、都道府県及び全国の人口重心を算出した。

なお、平成12年～17年の移動距離については、この基本単位区ごとに算出する方法により遡及計算した平成12年の人口重心を用いて算出した。

(1) 算出式

$$y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$
$$x = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)}$$

{

x, y : 人口重心の経度, 緯度

x_i, y_i : i 基本単位区の図形中心点の経度, 緯度

w_i : i 基本単位区の人口

}

(2) 参考

- ・ 人口重心及び基本単位区の図形中心点の経度, 緯度は, 「世界測地系」を用いた。
なお、平成12年までの人口重心の経度, 緯度についても、国土地理院の計算式に従って「日本測地系」から「世界測地系」に変換した。
- ・ 人口重心の移動距離については、国土地理院の計算式に従って算出した。

面 積

本報告書に掲載し、また、人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土地理院が公表した平成17年10月1日現在の「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局センサス・マッピング・システム（CMS：基本単位区界をベースとした地図データと人口等の統計データを統合処理するため

の地理情報システムである。)により、各基本単位区の面積を測定し、これを合計したものである。ただし、市区町村の全域が人口集中地区に相当する場合は、国土地理院発行の「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

本報告書には、平成17年の面積のほかに、大正9年以降の各回調査時の我が国の総面積（ただし、旧版図の樺太、朝鮮、台湾、関東州及び南洋群島の実面積は含まない。）を掲載してある。（「第1章 平成17年国勢調査の概要」の「調査の地域」参照）

なお、人口密度は、各回国勢調査令によって調査の対象外であった地域の実面積を除いて算出した。ただし、昭和25年～45年の全国の人口密度については、沖縄県を含めて算出した。

本報告書に掲載した平成12年以前の各年の面積の出所については以下のとおりである。

大正9年	大正9年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
大正14年	大正14年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
昭和5年	昭和5年国勢調査報告 第1巻（内閣統計局）
昭和10年～22年	昭和10年全国市町村別面積調（内閣統計局）
昭和25年	全国市町村別面積調査（建設省地理調査所）
昭和30年	昭和30年国勢調査報告 第1巻及び昭和30年国勢調査全国都道府県郡市区町村別面積改定表（総理府統計局）
昭和35年	昭和35年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
昭和40年	昭和40年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
昭和45年	昭和45年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
昭和50年	昭和50年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
昭和55年	昭和55年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
昭和60年	昭和60年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
平成2年	平成2年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
平成7年	平成7年全国都道府県市区町村別面積調（建設省国土地理院）
平成12年	平成12年全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）

これらのうち、大正9年の面積は当時の陸軍参謀本部の陸地測量部の測定によるものであり、14年及び昭和5年の面積は、大正9年測定当時の基本地図に改測又は修正を加えたものの面積である。

昭和10年の面積は、陸地測量部と内閣統計局が共同で陸地測量部の指導の下に、同部発行の5万分の1地形図に基づいて、10年3月末日現在により測定したものである。以後の昭和15年、20年、22年及び25年の面積は、10年の面積を基礎とし、その後の調査地域の移動及び市町村の廃置分合、境界変更等に伴う修正を行ったものである。

ただし、昭和25年の面積は、再検討を要すると認められた市町村については、境界の移動の有無にかかわらず、その面積を改測し、また、10年以降において海岸線が著しく変化した区域の市町村も改測した。

昭和30年の面積は、建設省地理調査所（現国土交通省国土地理院）と総理府統計局（現総務省統計局）が、終戦後修正を施した5万分の1地形図（応急修正版）上において新たに測定した30年10月1日現在の境域による平面面積である。

昭和35年～60年の面積は、30年の面積を基礎とし、その後の調査地域の廃置分合、境界変更等に伴う修正を逐次行ったものである。

なお、沖縄県の面積のうち昭和25年は琉球列島軍政本部が、30年～45年は琉球政府がそれぞれ実施した国勢調査の報告書によっている。

平成2年以降の面積は、国土地理院が昭和63年10月1日時点で、2万5千分の1地形図（国土地理院発行）上で新たに測定した63年10月1日現在の境界である面積値を基礎とし、その後の移動を考慮した各年10月1日現在の境域による面積である。

男女・年齢

人口性比

女性100人に対する男性の数である。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性}}{\text{女性}} \times 100$$

年 齢

年齢は、昭和40年以降については、調査日前日による満年齢である。なお、昭和40年以降の調査には10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で0歳に含まれる。

大正9年～昭和35年については、調査日現在による満年齢である。

なお、昭和19年、20年、21年及び23年は数え年による年齢である。昭和15年及び22年は満年齢と数え年の両方の集計を行っているが、本報告書では満年齢を用いている。本報告書に掲載した以下の項目の算出は、年齢（各歳）別人口によった。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

年齢中位数：人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢

$$\begin{aligned}
 \text{年少人口指数} &= \frac{15\text{歳未満人口}}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100 \\
 \text{老年人口指数} &= \frac{65\text{歳以上人口}}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100 \\
 \text{従属人口指数} &= \frac{15\text{歳未満人口} + 65\text{歳以上人口}}{15\sim64\text{歳人口}} \times 100 \\
 \text{老年化指数} &= \frac{65\text{歳以上人口}}{15\text{歳未満人口}} \times 100
 \end{aligned}
 \quad \left. \vphantom{\begin{aligned} \text{年少人口指数} \\ \text{老年人口指数} \\ \text{従属人口指数} \\ \text{老年化指数} \end{aligned}} \right\} \text{年齢構成指数}$$

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未婚—まだ結婚したことのない人

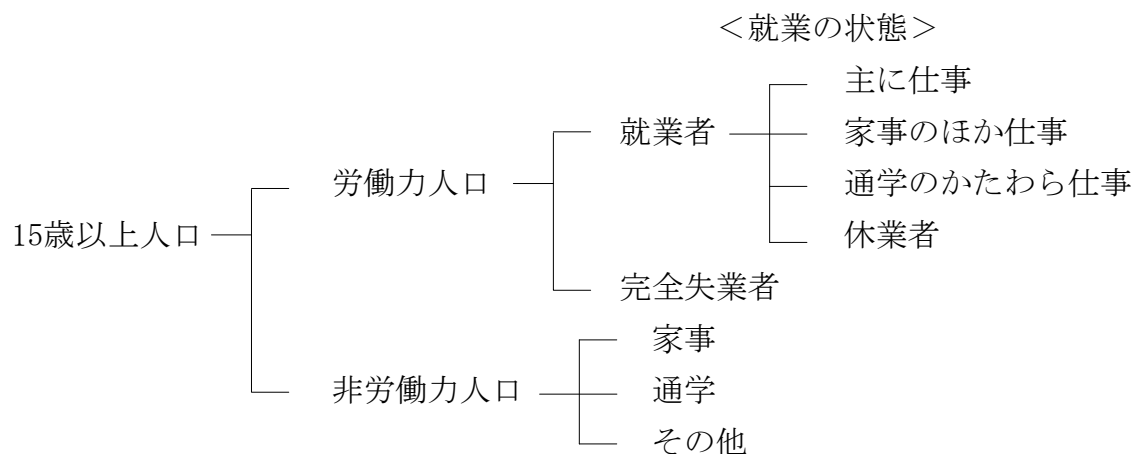
有配偶—届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



労働力人口－就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者－調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者（休業者）とした。

（１） 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

（２） 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事－主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事－主に家事などをしていて、ほかに少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事－主に通学していて、そのかたわら少しでも収入を伴う仕事をした場合

休業者－勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口－調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事－自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学－主に通学していた場合

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

その他－上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）

昭和25年以降、上記の「就業者」、「完全失業者」及び「非労働力人口」の定義に差異はない。ただし、昭和25年の結果及び30年の沖縄県の結果については14歳以上人口について表章してある。

本報告書で用いている労働力率は、次式によっている。

$$\text{労働力率（％）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{労働力人口} + \text{非労働力人口}} \times 100$$

大正9年、昭和5年及び15年の国勢調査では、平常の職業の有無によって有業者と無業者に区別する「有業者方式」によっている。本報告書では、15歳以上人口について、有業者は労働力人口に、無業者は非労働力人口に相当するものとして結果数字を比較している。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者－会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、「役員」でない人

常雇－期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇－日々又は1年以内の期間を定めて雇われている人

役員－会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主－個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者－農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者－家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

本報告書では、「常雇」と「臨時雇」を除いた6区分のうち「家庭内職者」を「雇人のない業主」に含めて5区分で表章した結果を掲載している。また、この5区分のうち「雇用者」と「役員」をまとめて「雇用者」とし、「雇人のある業主」と「雇人のない業主」をまとめて「自営業主」とし、「家族従業者」と共に3区分による結果も掲載している。

「従業上の地位」の区分は、各回調査で若干異なっている。平成12年以降は「雇用者」を「常雇」と「臨時雇」とに分けて表章している。昭和35年、45年～平成7年は、17年同様「雇用者」、「役員」、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」、「家族従業者」、「家庭内職者」の6区分に表章できる。また、昭和15年、25年、30年及び40年は3区分に表章できるが、大正9年及び昭和5年は「業主」と「業主以外」の2区分のみしか表章できない。

沖縄県における従業上の地位は、昭和25年～40年の調査が本土の調査と同じ定義により3区分で表章できるようになっている。

なお、大正9年は「職業上の地位」、昭和5年は「所属の産業」、15年は「事業上の地位」として、それぞれこの事項が調査されている。

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成17年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成14年3月改定）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、19項目の大分類、80項目の中分類、228項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第1次産業	{	A	農業
		B	林業
		C	漁業
第2次産業	{	D	鉱業
		E	建設業
		F	製造業
第3次産業	{	G	電気・ガス・熱供給・水道業
		H	情報通信業
		I	運輸業
		J	卸売・小売業
		K	金融・保険業
		L	不動産業
		M	飲食店、宿泊業
		N	医療、福祉
		O	教育、学習支援業
		P	複合サービス事業
		Q	サービス業（他に分類されないもの）
		R	公務（他に分類されないもの）
		S	分類不能の産業

なお、平成12年調査の産業分類との比較対照表及び日本標準産業分類（平成14年3月改定）との比較対照表は「参考8 産業分類」を参照のこと。

職 業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成17年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成9年12月改定）を基に、平成17年国勢調査の集計用に再編成したもので、10項目の大分類、61項目の中分類、274項目の小分類から成っている。

本報告書の職業の4部門は、職業分類の大分類を次のように集約したものである。

I 農林漁業関係職業	G 農林漁業作業者
II 生産・運輸関係職業	H 運輸・通信従事者
	I 生産工程・労務作業者
III 販売・サービス関係職業	D 販売従事者
	E サービス職業従事者
	F 保安職業従事者
IV 事務・技術・管理関係職業	A 専門的・技術的職業従事者
	B 管理的職業従事者
	C 事務従事者
	J 分類不能の職業

なお、平成12年調査の職業分類との比較対照表及び日本標準職業分類（平成9年12月改定）との比較対照表は「参考9 職業分類」を参照のこと。

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

社会経済分類

社会経済分類は、人口を社会的・経済的特性によって区分するために昭和45年に設けた分類である。

この分類は、全人口について、年齢及び労働力状態を、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を考慮して作成したもので、その内容は表2－1に示すとおりである。

表2－1 社会経済分類

社会経済分類	労働力 状態 1)	職 業 分 類			従業上の 地位 2)
		大 分 類	中 分 類	小 分 類	
1 農林漁業者	就業者	G 農林漁業作業者		115 植木職、造園師を除く。	3～6
2 農林漁業雇用者	就業者	G 農林漁業作業者		115 植木職、造園師を除く。	1, 2
3 会社団休役員	就業者		(14) 会社・団体等役員		3
4 商店主	就業者			71 小売店主 72 卸売店主 73 飲食店主	3～6
5 工場主	就業者	I 生産工程・労務 作業者	(55) 定置機関・機械及び 建設機械運転作業者 (56) 電気作業者 (57) 採掘作業者 (59) 運搬労務作業者 (60) その他の労務作業者 を除く。	152 セメント製造作業者 174 鉄道車両組立・修理作業者 195 たばこ製造作業者 207 和服仕立作業者 216 竹・草・つる製品製造作業者 217 その他の木・竹・草・つる製品製造作業者 236 漆塗師、まき絵師 238 印刷師 240 表具師 242 写真現像・焼付・引伸し作業者 243 製図・写図・現図作業者 244 包装作業者 257 大工 258 とび職 260 屋根ふき作業者 261 左官 を除く。	3, 4
6 サービス・ その他の事業主	就業者	他の社会経済分類のいずれにも該当しない職業分類項目			3, 4
7 専門職業者	就業者		(1) 科学研究者	13 医師 14 歯科医師 15 獣医師 16 薬剤師	1～6
				29 裁判官、検察官、弁護士 30 弁理士、司法書士	1～5
			(6) 経営専門職業従事者		1～6
				39 大学教員	1～3
8 技術者	就業者		(2) 技術者		
			(3) 保健医療従事者	13 医師 14 歯科医師 15 獣医師 16 薬剤師 を除く。	1～6
				127 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、 水先人 129 航空機操縦士、航空機関士	1～3
9 教員・宗教家	就業者		(4) 社会福祉専門職業従事者		
			(7) 教員	39 大学教員を除く。	1～6
			(8) 宗教家		
				52, 53 個人教師 43 文芸家、著述家	1～5
10 文筆家・芸術家 ・芸能家	就業者		(10) 美術家、写真家、 デザイナー		
			(11) 音楽家、舞台芸術家		1～6
				54, 55 職業スポーツ従事者 56 他に分類されない専門的・技術的 職業従事者	
11 管理職	就業者		(13) 管理的公務員 (15) その他の管理的職業 従事者		1, 2, 6
12 事務職	就業者	C 事務従事者		31 その他の法務従事者 44 記者、編集者	1, 2, 5 1～3, 5
				64 集金人を除く。	1～3, 5, 6
				130 車掌	1, 2, 5
				64 集金人	
13 販売人	就業者		(20) 商品販売従事者	71 小売店主 72 卸売店主 73 飲食店主 を除く。	1～3, 5, 6
				71 小売店主 72 卸売店主	1, 2
			(21) 販売類似職業従事者		1～3, 5, 6
				115 植木職、造園師	1～6
14 技能者	就業者	H 運輸・通信従事者		127 船長・航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人 129 航空機操縦士、航空機関士 130 車掌 136 郵便・電報外務員 を除く。	
		I 生産工程・労務 作業者	(57) 採掘作業者 (59) 運搬労務作業者 (60) その他の労務作業者 を除く。	264 土木作業者 265 鉄道線路工事作業者 を除く。	1, 2, 5, 6
15 労務作業者 3)	就業者			136 郵便・電報外務員	1～6
			(57) 採掘作業者		
				264 土木作業者 265 鉄道線路工事作業者	
			(59) 運搬労務作業者 (60) その他の労務作業者		1, 2, 5, 6
16 個人サービス人	就業者	J 分類不能の職業			
			E サービス職業従事者	73 飲食店主 94 芸者、ダンサー については、従業上の地位「3」 を除く。	1, 2 1～3, 5, 6
				94 芸者、ダンサー	4
				111 警備員 112 その他の保安職業従事者	5, 6
17 保安職	就業者	F 保安職業従事者			1, 2
18 内職者	就業者				7
19 学生生徒					
20 家事従事者					
21 その他の15歳以上 非就業者	完全失業者 その他				
22 15歳未満の者					
23 分類不能	「労働力状態」が「不詳」の場合				

* 社会経済分類は、全人口について、「年齢」及び「労働力状態」を、さらに就業者については「職業」及び「従業上の地位」を加味して作成されている。
なお、網掛け部分は該当分類から除くものである。
1) 労働力状態 : 1・・・通学（15歳以上） 2・・・家事（15歳以上）
2) 従業上の地位 : 1・・・常雇 2・・・臨時雇 3・・・役員 4・・・雇人のある業主
5・・・雇人のない業主 6・・・家族従業者 7・・・家庭内職者
3) 従業上の地位「不詳」は「15 労務作業者」に分類した。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅－従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外－自市区町村に従業・通学先がある者で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学－従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

自市内他区－常住地が15大都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都特別区部、横浜市、川崎市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）にある者で、同一市（都）内の他区に従業地・通学地がある場合

県内他市区町村－従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他県－従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しに来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

この従業地・通学地は、昭和30年では、就業者についてのみ、事業所の所在地（従業地）を調査しており、通学地の調査は行われていない。また、昭和35年以降の各調査は従業地・通学地とも調査されているが、35年及び40年は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していない。

昼間人口と夜間人口

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、

次の方法により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

〔例：A市の昼間人口の算出方法〕

A市の昼間人口＝A市の常住人口－A市からの流出人口＋A市への流入人口
したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいる。

本報告書で用いている昼夜間人口比率とは、常住人口（夜間人口）100人当たりの従業地・通学地による人口（昼間人口）の比率である。

$$\text{昼夜間人口比率} = \frac{\text{従業地・通学地による人口（昼間人口）}}{\text{常住人口（夜間人口）}} \times 100$$

昼間人口は昭和35年以降算出されているが、35年及び40年では通学者の出入りを計算する際に、15歳以上の者に限っており、この点が45年以降と異なっている。

なお、昭和55年以降の国勢調査の従業地・通学地集計では、年齢不詳の者を集計の対象から除外している。

従業・通学時の世帯の状況

一般世帯を、世帯員の従業・通学の状況により「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」について通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」について、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分した。

通勤・通学者のみの世帯－世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯

通勤者のみ

通学者のみ

通勤者と通学者のいる世帯

その他の世帯－通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯

（通勤・通学者以外の世帯員の構成）

高齢者のみ－65歳以上の者のみ

高齢者と幼児のみ－65歳以上の者と6歳未満の者のみ

高齢者と幼児と女性のみ－65歳以上の者と6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

高齢者と女性のみ－65歳以上の者と6～64歳の女性のみ

幼児のみ－6歳未満の者のみ

幼児と女性のみ－6歳未満の者と6～64歳の女性のみ

女性のみ－6～64歳の女性のみ

その他－上記以外

なお、昭和60年国勢調査では、「通勤・通学者のみの世帯」に関する細区分はなく、また、「幼児のみ」は「その他」に含まれている。

通勤者・通学者

通勤者とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいう。

通学者とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいう。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれるが、幼稚園は含まれない。また、学校の在学者であっても、調査週間中の労働力状態によって「労働力」に含まれる者は、ここにいう「通学者」とはならない。

世帯の種類

各回の国勢調査における世帯の定義は次のとおりである。

昭和60年以降

昭和60年以降の国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) **寮・寄宿舍の学生・生徒**－学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) **病院・療養所の入院者**－病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) **社会施設の入所者**－老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

- (4) **自衛隊営舎内居住者**－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) **矯正施設の入所者**－刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) **その他**－一定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

なお、昭和60年以降の国勢調査における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和55年国勢調査以前での普通世帯、準世帯との対応は表2－2のとおりである。

ただし、調査票の世帯の種類の区分においては、一般世帯、施設等の世帯などの語は用いず、集計の段階で、上の定義に適合するように区分した。

なお、昭和35年、45年、50年及び55年国勢調査の世帯の種類については、一般世帯と施設等の世帯に組替えが可能である。

表2－2 一般世帯と施設等の世帯、普通世帯と準世帯の世帯の区分

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普通世帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準 世 帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

昭和55年

昭和55年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、次のとおり定義している。

普通世帯－住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。

ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく（昭和35年～50年では、営業使用人5人以下に限定）すべて雇主の世帯に含めた。

準世帯－普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のように区分した。

なお、世帯の単位のとり方は、原則として下記の（1）及び（2）は単身者一人一人、（3）及び（5）は棟ごと、（4）は施設ごと、（6）及び（7）は調査単位ごと、（8）は一人一人を一つの世帯としている。

- (1) 間借り・下宿などの単身者
- (2) 会社などの独身寮の単身者
- (3) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- (4) 病院・療養所の入院者
- (5) 社会施設の入所者
- (6) 自衛隊営舎内居住者
- (7) 矯正施設の入所者
- (8) その他

昭和35年～50年

昭和55年の世帯の定義と異なるのは次の点である。

- ① 単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。(調査票では人数に関係なく、住み込みの営業使用人は、雇主の世帯に含めて調査した。)
- ② 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。
ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和55年の調査と同様に一人一人を一つの普通世帯とした。なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯とした。

昭和30年

昭和30年の普通世帯及び準世帯の定義で35年～50年の調査と異なるのは次の点である。

- ① 単身の住み込みの営業使用人はすべて雇主の世帯に含めた。
- ② 間借り又は下宿屋に住み、それぞれ独立して生計を維持している単身者について、一人一人を準世帯とせず、まとめて一つの準世帯とした。

昭和25年

昭和25年の調査では、30年でいう二人以上の普通世帯を「普通世帯」とし、一人の普通世帯を準世帯に含めているが、25年の報告書では、この普通世帯に一人の準世帯を合わせて「一般世帯」として表章し、二人以上の準世帯を「準世帯」として表章した。

本報告書でいう昭和25年の普通世帯は、この一般世帯のことである。

表2-3 世帯の定義の変遷

区 分		大正9年～ 昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年 ～昭和50年	昭和55年	昭和60年以降
単 独 世 帯 の 世 帯 主		普通世帯	1 人 の 準 世 帯	普通世帯		普通世帯	一 般 世 帯
2人以上の普通世帯の世帯主 世 帯 主 の 親 族 単 身 の 同 居 人 単身の住み込みの家事使用人		普 通 世 帯					一 般 世 帯
単身の住み 込み営業使 用 人	5人以下の場合	雇 主 の 普 通 世 帯			雇 主 の 普通世態	雇主の一般世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合				まとめて一つの 準世帯		
素人下宿の 単 身 の 下 宿 人	1人だけの場合	下宿主の 普通世帯	1 人 の 準 世 帯			1人の一般世帯	
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯		1人1人を 一つの一般世帯	
間借り自炊 する単身者	1人だけの場合	間貸主とは 別の普通世帯	1 人 の 準 世 帯			1人の一般世帯	
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯	1人1人を一つの準世帯		1人1人を 一つの一般世帯	
下宿屋に下宿している単身者		ま と め て 一 つ の 準 世 帯			1人1人を一つの準世帯		1人1人を 一つの一般世帯
会社などの独身寮（寄宿舎）		ま と め て 一 つ の 準 世 帯				1人1人を一つ の準世帯	1人1人を 一つの一般世帯
学 校 の 寄 宿 舎 病 院 ・ 療 養 所 社 会 施 設 船 舶 旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊 矯 正 施 設		ま と め て 一 つ の 準 世 帯					まとめて一つの 施設等の世帯

（注）「まとめて一つの準世帯」の「まとめて」とは、個々の準世帯において住居、棟など調査単位ごとにまとめるという意味である。

大正9年～昭和22年

大正9年～昭和22年の普通世帯及び準世帯の定義は、30年のものと、次の点を除いて実質的にほとんど同じである。すなわち（1）いわゆる素人下宿の単身の下宿人は下

宿先の普通世帯に含め、また、間借り自炊している人は間貸主とは別の普通世帯とした。(2) 昭和25年以降が常住地方式により人口を把握しているのに対し、22年以前は現在地方式によって人口を把握しているため、例えば10月1日午前零時をはさんで旅行中の人などは、25年以降では自宅で把握されているのに対し、22年以前は旅館宿泊者の準世帯として把握されているなどの点である。

沖縄県の調査における世帯の種類

沖縄県の調査で用いられた世帯の定義のうち、本土の調査で用いられた定義と異なるのは昭和35年の調査における次の点である。その他の年については、本土の調査と同一の定義によっている。

- ① 普通世帯（本土の国勢調査の定義にいう普通世帯）と住居を共にし、生計を別にしている単身の同居人、間借り人、4人以下の単身の下宿人及び営業使用人は一人一人を一つの普通世帯としている。
- ② 本土の国勢調査の定義にいう準世帯は、「その他の世帯」として表章されており、この中には、普通世帯と住居を共にし、生計を別にしている単身の家事使用人（一人一人を1世帯）と5人以上の下宿人、営業使用人（まとめて1世帯）を含めている。

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、連れ子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみ

の世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯—世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

この世帯の家族類型は昭和45年から用いている。上記のうち①、②は平成7年から区分された分類であるが、本報告書ではこの区分の表章を行っていない。また、昭和35年

及び40年は世代単位で分類した「世帯の家族構成」によっており、35年はこの分類に組替え可能である。なお、昭和45年及び50年は「兄弟姉妹のみから成る世帯」が「他に分類されない親族世帯」に含まれている。

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3 世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

この区分は昭和55年国勢調査から集計されているが、55年及び60年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により、次のとおり区分した。

また、（1）～（10）の区分については、世帯の主な就業者が従事する産業により、さらに細分化（37区分）している。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

I 農林漁業就業者世帯－親族の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

（1） 農林漁業・業主世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の業主

（2） 農林漁業・雇用者世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯－親族の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

（3） 農林漁業・業主混合世帯－世帯の主な就業者が農林漁業の業主

- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯―世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯―世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯―世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

Ⅲ 非農林漁業就業者世帯―親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯―世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯―世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）―世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）―世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

Ⅳ 非就業者世帯―親族に就業者のいない世帯

Ⅴ 分類不能の世帯

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれている。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅―一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外―寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯－「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯

持ち家－居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家－その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ、給与住宅でない場合

都市再生機構・公社の借家－その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ、給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家－その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅－勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り－他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

本報告書で用いる**持ち家率**とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合である。

$$\text{持ち家率（％）} = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

なお、昭和25年～40年では、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「民営借家」をまとめて「借家」として調査し、45年及び50年では、「公営の借家」及び「公団・公社の借家」をまとめて「公営・公団・公社の賃貸住宅アパート」として調査している。また、平成17年調査から「公団・公社の借家」を「都市再生機構・公社の借家」に変更している。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室などの居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の

店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては、1坪を3.3㎡に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、昭和55年調査以降、その建て方について次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階建以上」の四つに区分し、平成7年からは世帯が住んでいる階についても調査している。また、平成17年から、「11階（建）以上」を「11～14階（建）」と「15階（建）以上」に細分し、五つに区分している。

一戸建— 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建— 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラスハウス」も含まれる。

共同住宅— 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

その他— 上記以外で、例えば、工場や事務所などの中にある住宅

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者1人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計されているが、その定義は各回調査で若干異なっており、平成7年から現在の定義となった。昭和55年及び60年では、60歳以上の人1人のみの世帯及び60歳以上の人1人と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯を「高齢単身世帯」としている。また、いずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯及びいずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯（ただ

し、未婚の18歳未満の者が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）を「高齢夫婦世帯」としている。平成2年では、いずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）を「高齢夫婦世帯」としている。

国 籍

平成17年国勢調査では国籍を「日本」のほか、以下のように基本集計で11区分、特別集計で34区分及び186区分に分けた。

11区分 —— 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

34区分 —— その国籍を有するものが2,000人以上いる国及び「その他」など

186区分 —— その国籍を有するものが1人以上いる国

平成12年以前の区分は、「表2-4 国籍」のとおりである。

表2-4 国籍

	基本集計	特別集計
昭和60年以前	4区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、 「その他」	—
平成2年	6区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、 「フィリピン」、「東南アジア、南アジアのその他の国」、「その他」	31区分 注1) 151区分 注2)
平成7年	10区分 「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、 「タイ」、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」	41区分 注1) 180区分 注2)
平成12年		44区分 注1) 186区分 注2)

注1) その国籍を有する者が1,000人以上いる国

注2) その国籍を有する者が1人以上いる国

二つ以上の国籍を持つ人については、昭和55年以降、次のように取り扱った。

(1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人—「日本」

(2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の国名欄に記入された国

なお、昭和50年以前については、次のように取り扱った。

(1) 昭和25年は「その他」とした。

(2) 昭和30年～50年は調査票の国名欄の最初に記入された国によった。ただし、昭和40年の場合、調査票に記入された国の中に韓国、朝鮮があるときは「韓国、朝鮮」とし、韓国、朝鮮がなく中国があるときは「中国」とした。

また、昭和35年及び40年の沖縄県の調査では、「韓国、朝鮮」が「その他」に含まれている。

大都市圏・都市圏

「大都市圏」及び「都市圏」は、広域的な都市地域を規定するため行政区域を越えて設定された統計上の地域区分であり、「中心市」及びこれに社会・経済的に結合している「周辺市町村」によって構成される。

「大都市圏」の設定は、昭和35年国勢調査以来、各回の国勢調査ごとに従業地・通学地集計結果を基礎資料として行われており、平成17年国勢調査による設定は、その10回目に当たる。また、「都市圏」は昭和50年国勢調査から設定されている。

平成17年国勢調査における「大都市圏」及び「都市圏」の設定基準

(1) 中心市

ア 大都市圏の「中心市」は、東京都特別区部及び政令指定都市とする。

ただし、「中心市」が互いに接近している場合は、それぞれについて大都市圏を設定せず、その地域を統合して一つの大都市圏とする。(例：関東大都市圏、京阪神大都市圏、北九州・福岡大都市圏)

イ 都市圏の「中心市」は、大都市圏に含まれない人口50万以上の市とする。

(2) 周辺市町村

「周辺市町村」は、大都市圏及び都市圏の「中心市」への15歳以上通勤・通学者数の割合が当該市町村の常住人口の1.5%以上であり、かつ、中心市と接続している市町村とする。

ただし、中心市への15歳以上通勤・通学者数の割合が1.5%未満の市町村であっても、その周囲が周辺市町村の基準に適合した市町村によって囲まれている場合は、「周辺市町村」とする。

(3) 以上の設定基準により画定した「大都市圏」及び「都市圏」とその「中心市」は、次のとおりである。

(大都市圏)	(中心市)
札幌大都市圏	札幌市
仙台大都市圏	仙台市
関東大都市圏	さいたま市，千葉市， 東京都特別区部， 横浜市，川崎市
静岡大都市圏	静岡市
中京大都市圏	名古屋市
京阪神大都市圏	京都市，大阪市，神戸市
広島大都市圏	広島市
北九州・福岡大都市圏	北九州市，福岡市

(都市圏)	(中心市)
新潟都市圏	新潟市
浜松都市圏	浜松市
岡山都市圏	岡山市
松山都市圏	松山市
熊本都市圏	熊本市
鹿児島都市圏	鹿児島市

大都市圏及び都市圏を構成する市町村については「参考7 大都市圏・都市圏を構成する市区町村及び距離帯」を参照のこと。

「中心市」の設定基準の変遷

中心市の基準を大都市圏と都市圏とに分けて設定したのは昭和50年からであり，45年以前はすべて大都市圏として設定している。

中心市の設定基準のうち人口規模に関する基準は，昭和35年では人口60万以上の市，40年では人口100万以上の市（ただし，人口100万以上の市と同一都道府県内に人口50万以上の市が存在している場合は，これら人口50万以上の市も「中心市」とした。），45年では人口50万以上の市，50年以降は現行の基準となっている。

キロ圏（距離帯）

旧東京都庁（東京都千代田区）、大阪市役所（大阪市北区）、名古屋市役所（名古屋市中区）を中心とする一定の半径の円内に含まれる地域をそれぞれ東京70キロ圏、大阪50キロ圏、名古屋50キロ圏を設定し、それぞれの圏内を、幅10キロメートルごとに0～10キロ、10～20キロ、……の同心円状の距離帯に区分した。

各距離帯は基本単位区を単位として構成されており、キロ圏の中心から基本単位区の図形中心点までの距離により、距離帯を構成する基本単位区を決定した。

距離帯の圏域については「参考7 大都市圏・都市圏を構成する市区町村及び距離帯」を参照のこと。

人口集中地区

人口集中地区は、町村合併促進法（昭和28年法律第258号）及び新市町村建設促進法（昭和31年法律第164号）による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査（沖縄県は昭和45年国勢調査）から新たに設定されたものである。人口集中地区設定の基礎的な地域単位は、平成2年までは国勢調査調査区、7年からは基本単位区である。

平成17年国勢調査の「人口集中地区」は以下の3点を条件として設定した。

- （1） 平成17年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- （2） 人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1 km²当たり 4,000人以上）が市区町村の境域内で隣接していること。
- （3） それらの地域の人口が平成17年国勢調査時に 5,000人^{注）} 以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1 km²当たり 4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市的地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

注） 昭和35年及び40年の国勢調査の人口集中地区の中には人口5,000人に満たないものもあるが、これは、両年の人口集中地区の設定に当たって、35年及び40年の国勢調査人口ではなく、それぞれ前年の10月1日現在の調査区設定時の推定人口を用いたためである。

連合人口集中地区

人口集中地区は、東京都特別区部及び政令指定都市の場合、各区ごとに設定されているが、この各区単位の人口集中地区のうち、各区の境界を挟んで地理的に接続している人口集中地区については、都市的地域（市街地）としての一体性、政令指定都市になる前と後との統計上の時間的接続性を考慮して、接続している人口集中地区ごとにまとめてそれぞれ一つの地域単位とみなし、これを「連合人口集中地区」とした。昭和35年以降の各回の国勢調査における東京都特別区部及び政令指定都市の人口集中地区数の算出は、この連合人口集中地区によっている。